

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省策定） に係る労働者の石綿ばく露防止対策

1 本件の背景及び趣旨

環境省は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を策定し、被災地での活用を図っているが、本マニュアルに従い作業を実施する場合の労働者の石綿ばく露防止対策について補足を行うもの。

2 補足する内容（主な事項を例示）

（１）事前調査の留意点

建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体又は改修を行う際には、その種類（建築物がコンクリート造であるか木造であるか等）を問わず、目視、設計図書等により事前調査を行い、調査の結果、石綿の有無が明らかとならなかったときは、分析を行う必要がある。（吹付け材でない場合には、石綿があるものとみなして対応することも可能。）また、その結果（石綿が無い場合も含め）を記録・掲示する必要がある。

（２）注意解体の飛散防止措置

建築物の高さ＋2 m 又は3 m 何れか高い方以上の万能鋼板又は防じんシートによって養生された区域内で作業を行う労働者には、隔離空間内での石綿除去作業に準じて、電動ファン付き呼吸用保護具を着用させること。併せて、保護衣（または作業衣）を着用させること。

（３）石綿作業主任者の選任

石綿を取り扱う作業においては、事業者は、石綿作業主任者を選任する必要がある。石綿作業主任者は、作業に従事する労働者の石綿ばく露を防ぐ方法を決定し、労働者を指揮する。（石綿障害予防規則第19条、第20条）

（４）特別教育の実施

事業者は、労働者全員に対して、①石綿の有害性、②石綿の使用状況、③石綿粉じん発散抑制措置、④保護具の使用法 等について教育しなければならない。（石綿障害予防規則第27条）

（５）石綿含有建材の再利用の厳禁

建築物等に使用されていた石綿含有成形板等（スレートボード等）を、解体等に伴って取り外した後に再利用したり、他者に譲渡・提供することは、事業者、労働者、一般住民を問わず、固く禁じられている。（労働安全衛生法第55条）